

別表1（第2関係）

「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下「外国法人等」という。）であって、認定輸出事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして次に掲げるいずれかに該当する関係を持つものをいう。

経営を実質的に支配している者 (A)	株式等の総数又は総額における (A) の保有割合等	役員等の総数における (A) の役員等又は従業員の占める割合
認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
	40%以上 50%未満	50%以上
	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	
子会社等単独又は認定輸出事業者と子会社等	50%以上	(条件なし)
	40%以上 50%未満	50%以上
	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	

なお、上記における用語の定義は次に掲げるところによる。

- ①「株式等」とは、外国法人等の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するものをいう。
- ②「役員等」とは、外国法人等の役員その他これに相当する者をいう。
- ③「子会社等」とは、認定輸出事業者の子会社又は外国子会社（認定輸出事業者がその経営を実質的に支配している場合における外国法人等をいう。）をいう。また、「子会社」とは、認定輸出事業者が次に掲げるいずれかに該当する関係を持つものをいう。

親会社 (B)	株式の総数若しくは出資口数の総数又は出資価額の総額における (B) の保有割合等	役員等の総数における (B) の役員又は従業員の占める割合
認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
	40%以上 50%未満	50%以上
	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	